



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第646号 令和5年11月17日発行

## 目次

### 【告示】

番号	表題	担当課名
515	土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部を解除する件	環境管理課
516	令和5年度クリーニング師試験を実施する件	消費者くらし安全局 安全衛生課
517	地域森林計画をたてたい件	スマート林業課
518	地域森林計画を変更したい件	同
519	森林管理重点地域を指定するに当たり指定案を縦覧に供する件	森林整備課
520	道路の区域を変更する件	道路整備課
521	同	同
522	道路の供用を開始する件	同
523	港湾施設の概要を公示する件	運輸政策課

### 【公告】

番号	表題	担当課名
	争議行為の予告	労働雇用戦略課

### 【人事委員会告示】

番号	表題	担当課名
8	徳島県職員等（短期大学卒業程度、高等学校卒業程度）採用候補者名簿の確定	
9	採用候補者名簿の失効	

徳島県告示第五百十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定に基づき、令和五年徳島県告示第七十八号（土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域を指定する件）により指定した同項に規定する形質変更時要届出区域の一部について同条第一項の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり公示する。

令和五年十一月十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 一部の指定を解除する形質変更時要届出区域  
小松島市和田津開町字北三九九番の一部（次の図のとおり）
- 二 土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十条第一項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 三 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県危機管理環境部環境管理課に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第五百十六号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、令和五年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和五年十一月十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 試験の日時

令和六年二月六日（火曜日）午前十時から

二 試験の場所

徳島市新蔵町一丁目六七 徳島県徳島合同庁舎

三 試験科目

- 1 衛生法規に関する知識
- 2 公衆衛生に関する知識
- 3 洗濯物の処理に関する知識及び技能

四 受験資格

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者

五 受験願書等の請求先

徳島県総合県民局、徳島県東部保健福祉局又は徳島県危機管理環境部消費者くらし安全局安全衛生課（徳島市万代町一丁目一番地）

六 受験願書等の配布期間

令和五年十二月十三日（水曜日）から令和六年一月十一日（木曜日）まで（徳島県の休日を含める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日（以下「県の休日」という。）を除く。）

七 受験願書等の提出期間

令和六年一月四日（木曜日）から同月十一日（木曜日）まで（県の休日を除く。）とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、同月十一日までの消印があるものに限り受け付ける。

八 受験願書等の提出先

受験者の住所を管轄する徳島県総合県民局又は徳島県東部保健福祉局とする。ただし、県外居住者にあつては、徳島県危機管理環境部消費者くらし安全局安全衛生課に提出すること。

九 受験願書の添付書類

1 履歴書（市販のものに写真（出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦四・五センチメートル横三・五センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）を貼付すること。）

2 受験票

十 受験手数料

七千円（その額に相当する額の徳島県収入証紙を受験願書に貼付すること。）

十一 持参するもの

受験票及び筆記具

十二 合格発表表

令和六年二月十五日（木曜日）に徳島県庁西側掲示板及び徳島県のホームページにて合格者の受験番号を発表する。

### 十三 得点の開示

個人情報保護の保護に関する法律施行条例（令和四年徳島県条例第五十五号）第五条第一項の規定に基づき、試験の総合得点及び科目別得点の開示を希望する者（受験者本人に限る。）は、合格発表の日から一月以内（県の休日を除く午前九時から午後五時までの間）に、徳島県危機管理環境部消費者くらし安全局安全衛生課へ顔写真の添付された自らを証する書類を持参すること。

### 十四 試験についての問合せ先

徳島県危機管理環境部消費者くらし安全局安全衛生課（電話〇八八・六二一・二二六

四）、徳島県総合県民局又は徳島県東部保健福祉局

徳島県告示第五百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定に基づき地域森林計画をたてたいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、地域森林計画の案を縦覧に供する。

令和五年十一月十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 森林計画区 of 名称

那賀・海部川森林計画区（阿南市、那賀郡及び海部郡一円）

二 縦覧場所

徳島県農林水産部スマート林業課及び徳島県南部総合県民局

三 縦覧期間

令和五年十一月十七日から

令和五年十二月十五日まで

備考

当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

徳島県告示第五百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定に基づき地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、地域森林計画の案を縦覧に供する。

令和五年十一月十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 森林計画区の名称

吉野川森林計画区（徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦郡、名東郡、名西郡、板野郡、美馬郡及び三好郡一円）

二 縦覧場所

徳島県農林水産部スマート林業課、徳島県東部農林水産局及び徳島県西部総合県民局

三 縦覧期間

令和五年十一月十七日から

令和五年十二月十五日まで

備考

当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

徳島県告示第五百十九号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十四条第一項の規定に基づき森林管理重点地域の指定をしたいので、同条第三項の規定により次のとおり告示し、令和五年十一月十七日から同年十二月十七日までの間、指定案を公衆の縦覧に供する。

なお、指定をしようとする区域の森林所有者等その他の利害関係人は、縦覧の期間の満了の日までに、知事に指定案についての意見書を提出することができる。

令和五年十一月十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 指定の種別

第一種森林管理重点地域

二 指定をしようとする区域

勝浦郡上勝町大字傍示字宮太尾二〇四の五〇及び大字生実字木屋敷一四の一

三 縦覧場所及び意見書の提出先

郵便番号 七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県農林水産部森林整備課林地保全担当

電話番号 八八 六二一 二四五〇

徳島県告示第五百二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和五年十一月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年十一月十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 一般国道

路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
一九五号	阿南市内原町竹ノ内口一四七番 六地先から 一〇五番 一地先まで	旧	一一・八〇・二六・一	一〇〇・〇
		新	一一・八〇・二六・一	一〇〇・〇
同	阿南市内原町竹ノ内口一一一番 一から 桜木三九番一まで	旧	八・六〇・二六・八	一七七・〇
		新	八・六〇・二六・八	一七七・〇

徳島県告示第五百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和五年十一月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年十一月十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

212		整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地 の 幅 員  (メートル)	延 長  (メートル)
新浜勝浦				勝浦郡勝浦町大字三溪字 平九六番一地先から 同 字 榎淵三番二地先まで	新	七・五〇・三三・〇	三九二・〇
同	同			旧		三・七〇・二二・〇	四六七・三
						七・五〇・二八・〇	三九二・〇

徳島県告示第五百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和五年十一月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年十一月十七日

徳島県知事

後藤田

正

純

道路の種類 県道

212	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
		新浜勝浦	勝浦郡勝浦野大字三溪字平九 六番一地从先から 同 三番二地先まで	三九二・〇	令和五年十一月十七日

徳島県告示第五百二十三号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十四条において準用する同法第十二条第五項の規定により、徳島小松島港の港湾施設の概要を次のとおり公示する。

令和五年十一月十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 港湾施設の種類  
 保管施設（野積場）
- 二 名称  
 赤石十
- 三 位置  
 小松島市和田津開町字北三九九番
- 四 数量及び能力  
 面積 九、八八四・一〇平方メートル

公 告

徳島健康生活協同組合職員労働組合から秋闘の要求に關して令和五年十一月十九日以降、同組合員が従事する次の職場において争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公告する。

令和五年十一月十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島市下助任町四丁目九番地

徳島健康生協本部

徳島市下助任町四丁目九番地

徳島健康生協健康づくり事業部

徳島市下助任町四丁目九番地

徳島健生病院

三好市井川町吉岡一二七・二

健生西部診療所

阿南市津乃峰町新浜一二

健生阿南診療所

板野郡北島町中村字東開一四・一

健生きたじまクリニック

名西郡石井町高川原字高川原二二五五番

健生石井クリニック

徳島市北前川町五丁目一〇

健生齒科

鳴門市撫養町木津字西小沖七三二・二

健生齒科なると

徳島市吉野本町六丁目三〇・四

健生在宅ケアセンター

徳島市吉野本町六丁目三〇・四

健生さわやか在宅介護支援センター

徳島市吉野本町六丁目三〇・四

とくしま健生ヘルパーステーション

徳島市吉野本町六丁目三〇・四

とくしま健生デイサービスセンター

徳島市下助任町四丁目九番地

健生かがやき在宅介護支援センター

名西郡石井町高川原字高川原二二五五番

健生石井老健うぐいす

徳島市下助任町四丁目九番地

とくしま健生訪問看護ステーション

三好市井川町吉岡一六一・一

西部健生訪問看護ステーション

三好市山城町大川持字中八シ五八三・四

山城健生訪問看護ステーション

三好市池田町サラダー八七七・一

健生西部デイサービスなでしこ

徳島県人事委員会告示第八号

職員の任用に関する規則（人事委員会規則四九）第四十条第一項の規定に基づき、次のとおり採用候補者名簿を確定したので、同条第三項の規定により公示する。

令和五年十一月十七日

徳島県人事委員会委員長 井内 秀典

採用候補者名簿の名称	確定年月日	採用試験の名称及び施行年月日	採用候補者名簿に記載されている採用候補者数
徳島県職員（短期大学卒業程度） 採用候補者名簿	令和五年十一月九日	徳島県職員採用試験（短期大学卒業程度） 第一次試験 令和五年九月二十四日 第二次試験 令和五年十月二十三日及び三十一日	総合 土木 二名
徳島県職員（高等学校卒業程度） 採用候補者名簿	令和五年十一月九日	徳島県職員採用試験（高等学校卒業程度） 第一次試験 令和五年九月二十四日 第二次試験 令和五年十月二十三日、二十七日及び三十一日	行政事務以下六試験区分二十四名
徳島県市町村立小・中学校職員 （高等学校卒業程度） 採用候補者名簿	令和五年十一月九日	徳島県市町村立小・中学校職員採用試験 （高等学校卒業程度） 第一次試験 令和五年九月二十四日 第二次試験 令和五年十月二十三日及び二十七日	学校事務 五名

徳島県人事委員会告示第九号

職員の任用に関する規則（人事委員会規則四九）第四十六条第一項第二号及び第三号の規定に基づき、次の採用候補者名簿は、令和五年十一月九日をもって失効したので、同条第二項の規定により公示する。

令和五年十一月十七日

徳島県人事委員会委員長 井内 秀典

採用候補者名簿の名称	確定年月日
徳島県職員（短期大学卒業程度）採用候補者名簿	令和四年十一月十日
徳島県職員（高等学校卒業程度）採用候補者名簿	令和四年十一月十日
徳島県市町村立小・中学校職員（高等学校卒業程度）採用候補者名簿	令和四年十一月十日